

| | | |
|------------------|--|--------------------|
| 被 処 分 者 | 認 定 証 番 号 | 三重県公安委員会 第 256 号 |
| | 自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号 | H' s カンパニー運転代行かもしか |
| | 主たる営業所が所在する市区町村 | 三重郡菰野町 |
| 処 分 年 月 日 | 令和 6 年10月 9 日 | |
| 処 分 内 容 | 指示処分 | |
| 処 分 理 由 | 被処分者は、令和 6 年 8 月 1 日に、損害賠償責任共済を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届を行わなかったもの。 | |
| 根 拠 法 令 | 法第22条第 1 項 | |
| 処分を行った公安委員会 | 三重県公安委員会 | |